

構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会（第41回）議事録

日 時 平成30年3月22日（木）10:00～11:30

場 所 永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

出席者 （委員）榎谷委員長、今野委員長代理、明石委員、島本委員
（関係府省庁）厚生労働省子ども家庭局保育課 唐沢企画官
厚生労働省子ども家庭局保育課 榊井係長
厚生労働省社会・援護局障害児・発達障害者支援室 上井室長補佐
内閣府子ども子育て本部 安田参事官
総務省自治行政局公務員課 諸戸課長
総務省自治行政局公務員課 村上理事官
総務省自治行政局公務員課 酒井係長
（事務局）田中参事官、井上主査

1. 開会

（榎谷委員長） それでは、第41回「評価・調査委員会」を始めたいと思います。

2. 医療・福祉・労働部会報告

（榎谷委員長） 議事次第に沿って進めたいと思います。本日は評価の対象となっております特例措置につきまして、各部会における検討状況について報告をいただきたいと思っております。

初めに、医療・福祉・労働部会の検討結果について今野部会長より報告をお願いします。

（今野委員） 医療・福祉・労働部会では、特例措置920（公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業）、特例措置939（児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業）、特例措置2001（公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業）について、それぞれ昨年度から引き続き検討を行いました。

この中で特例措置939（児童発達支援センター）と、特例措置2001（公立幼保連携型認定こども園）については、特例措置920（公立保育所）と共通の事情を有しているため、一定の実績が蓄積されています特例措置920を先に評価いたしました。

従って、まず特例措置920にかかわる評価意見について、事務局から説明をお願いします。

（田中参事官） それでは、資料2をお開きください。

特例措置920（公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業）の評価意見案です。この特例措置は公立保育所の3歳未満児に対し、本来は自園調理が原則となっておりますが、外部搬入を認める特例です。3歳以上は既に全国展開されていますので、外部搬入が可能となっております。

⑥にありますとおり、関係府省庁におきまして弊害の調査、委員会におきまして効果の調

査を行いました。

関係府省庁による調査によると、発達段階におきましては、離乳食の提供等において外部搬入は離乳食の区分が少ないという結果であった、アレルギー児への対応につきましては、外部搬入を取り入れている保育所において弁当を持参させている場合が半数以上に上った、体調不良児におきましては、きめ細かい対応が十分にできていないということが判明したということです。

また、外部搬入の場合、搬入後に保育所での調理・加工の1工程がふえることで、衛生管理上の問題や保育士の業務負担が生じている、食育については、自園調理に比べて、外部搬入では取り組みの割合が低くなっている等々の問題が確認されたということでした。

「保育所における食事の提供は」からはじまる段にあるとおり、「子育て安心プラン」が昨年策定され、保育の量の確保と質の確保を今後計画的に図っていくこととされていますが、その中でも量の確保と質の確保は車の両輪であるということで、保育の質の確保を図る観点からは、自園調理が基本であろうと。したがって3歳未満児への外部搬入の全国展開は弊害が大きく慎重な検討が必要であるということでした。

「また」以下のところ、特例措置を活用した動機については、園の規模が小さい、コストが高まるということで財政負担が大きくなるといった事情から外部搬入を導入しているという答えがありました。これにつきましては、平成27年度より子ども・子育て支援新制度において小規模保育等の施策が講じられているということでした。

20人以上を定員としている場合は保育所となりますが、19人以下の場合は小規模保育等の制度があり、ある程度手厚い支援がなされる仕組みとなっているため、このような制度を活用し自園調理を進めたりしていくべきであるとのことから、既存の施策による支援策を活用していくとの記載となっています。なお、この小規模保育は保育所や幼稚園といった限られた連携施設からの外部搬入は認められています。

評価・調査委員会による調査におきましては、本特例措置を活用することによってコスト低減を図り、保育士の増員や0歳児保育の充実といった保育サービスの充実につながっているという事例が見られました。

発達段階に応じた個別対応につきましては、外部搬入元で離乳食担当職員を置いたり、各保育所で細かく刻むなどの手を加えて対応しているという事例がありました。

アレルギー児への対応については、外部搬入元で取り違え等が起きないように、一律に主要なアレルギー物質を除去して提供したり、あるいは保育所において除去する対応が行われておりました。

また、調理人の確保が難しいという場合に、この特例措置を使って保育所運営を図っているという事例もあります。

食育への対応については、外部搬入を導入している保育所では、調理室はあっても小規模なものであるため、自園調理を行っている保育所では調理員との触れ合いや、食事の調理過程が見えたり、においを感じるができるのに対し制約があります。一方で、野菜づくり

体験や社会見学、工場見学といった工夫により食育を進めている事例がありました。

「また」以下のところは、かつては給食センター等からの外部搬入でもよかったものが、ある時期を境に自園調理が原則となったことを受け、現在特例措置を活用している約70自治体のうち、もともと外部搬入をやっていたところが緊急避難的にこの特例を活用しているのではないかと、積極的に特例措置を活用して、自園調理から外部搬入に移行しているわけではないのではないかと御指摘が部会の議論の中でありましたので、その動機を調査したものです。

結果として、施設の老朽化や児童数の減少により自園調理への投資が難しい、あるいは一括で大量に材料を調達することで多様な食材調理ができる、調理員が不足する等の理由から、特例措置を活用し外部搬入を行っているということでした。

外部搬入を実施している保育所におきましても、アレルギー対応等をおろそかにしているわけではございませんが、ただ、外部搬入元で完結しない、あるいは保育所において個別に対応しなければいけない等の事情もあり、自園調理のほうが外部搬入に比べると、優れているという点は否めないという状況でした。

以上から、医療・福祉・労働部会の審議におきましては、この特例措置は効果が一定程度認められる一方、課題も多く、全国展開は時期尚早であるとの結論となりました。以下に関係府省庁が取り組む必要がある事項を記載されております。

まず、小規模保育等の既存の支援策の周知です。まだ周知が十分になされていないのではないかとことから、関係府省庁においてははっきり周知をしていただいて、外部搬入を導入している保育所においても自園調理を選択できるのであれば、自治体において選択いただくこととし、周知後の自治体の動きをまずは見てみようということです。

もう一つは、リスクが存在する中では、ガイドラインの周知・徹底等を含めたリスク低減策に努めていただく。そして、その状況についてモニタリングを行い、対応策の効果や状況を把握していくこととする。その中で、外部搬入のリスクが下がったり、自園調理に近づいていけば、また新たな議論にもなり得るのかなと考えております。

取りまとめとして、⑦「今後の対応方針」です。ここは読み上げをさせていただきます。関係府省庁は、各自治体が保育行政の効率化を試みる際に、保育所の小規模保育事業への移行措置等の他の既存政策での対応を検討・実施することが可能となるよう、モデルケースも含めて情報提供・周知・助言を行う。また、前回の評価意見においてみられたアレルギー児や体調不良児への対応等における弊害が引き続き存続していることも踏まえ、保育所の食事提供のリスク低減のため、改めてガイドライン等の周知・徹底を行うとともに、これらを含む具体的なリスク低減策を検討し、その実施を各保育所等へ求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、弊害解消策の構築に向けた取組を着実に実施する。

関係府省庁は、これらの取組を踏まえた保育所の対応、運営改善の状況及び弊害解消策を評価・調査委員会に報告し、委員会は、政府の「子育て安心プラン」の推進状況等も踏まえ、

2021年度までに改めて評価を行う。

2021年度の設定につきましては、「子育て安心プラン」が昨年策定されて、今後予算措置や様々な施策が進められていきますので、その効果が一定程度見られるであろう時期としております。以上です。

(榎谷委員長) ありがとうございます。何か厚生労働省から追加するところ、意見はございますか。

(唐沢企画官) 特段ございません。

(榎谷委員長) それでは、ただいまの報告につきまして、御質問、御意見がございましたら御発言いただきたいと思っております。

1点確認ですが、自園調理が全く問題ないわけではなく、課題もあるけれども、外部搬入のほうが問題が若干多いことから、自園調理に厚生労働省の方針としてシフトしているということですか。

(唐沢企画官) ルール上、自園調理を原則としており、例外的に条件を満たすところに対しては公立保育所の一部で外部搬入を認めているということです。本部会では特例措置について、全国展開すべきか否かを御議論いただいたという状況と理解しております。

(榎谷委員長) 小規模化を進めているのではなくて、小規模化も認めているということですか。

(唐沢企画官) その通りです。先ほど御説明いただきましたけれども、平成27年に子ども・子育て支援新制度という制度が始まりました。それまでは認可保育所というものは20人以上の比較的大きな規模の施設でしたが、地域の実情により、特に過疎地等では児童数も少ない状況であり、20人以上の運営をしなければいけないとなると弊害がある中で、多様な保育を認めていこうということで、小規模保育、あるいは家庭的保育（保育ママ）と言われる形態などが出てきているという状況でございます。

(榎谷委員長) もちろん一番大事なことは園児の安全だと思いますが、コストの問題等の課題の両方がうまく解決していかなければならないということですね。

(唐沢企画官) その通りです。

(榎谷委員長) わかりました。他にいかがでしょうか。それでは、特例措置920につきましては、医療・福祉・労働部会の評価意見案を委員会評価意見として了承したいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

御異議がないようでございますので、委員会評価意見として了承することとしたいと思っております。それでは、退席いただいて結構です。ありがとうございます。

(厚生労働省退室)

(厚生労働省・内閣府入室)

(榎谷委員長) 引き続き、医療・福祉・労働部会の検討結果につきまして、今野部会長より

御報告をお願いいたします。

(今野委員) 先ほど議論していただきました特例措置920の評価を受けて、特例措置939、特例措置2001の評価意見案をまとめましたので、事務局から報告をお願いします。

(田中参事官) 先ほど部会長から報告がありましたとおり、特例措置939(児童発達支援センター)、特例措置2001(幼保連携型認定こども園)につきましては、特例措置920(公立保育所)と共通の事情も抱えておりますとともに、公立保育所が七十数件と実績が多いこともあり、先に評価を行い、その評価を受けて評価意見案をとりまとめましたので、御説明いたします。

まず、特例措置2001(幼保連携型認定こども園)から御説明を申し上げます。

⑥の関係府省庁の調査と委員会の調査ですが、関係府省庁の調査によりますと、アレルギー一児ですとか体調不良児に対する個別対応について、まだ不十分な実態が確認されております。また、外部搬入を導入している施設も6件程度ですので、実績としては少なく、全国展開については慎重な検討が必要であるということでした。

評価・調査委員会による調査では、活用施設が少ないため効果は限定的ではありますが、調理の合理化等の効果が見られ、アレルギー対応等の個別対応についても、それぞれの施設で工夫をしながらやっていることが確認されました。

このような結果を考慮するとともに、先ほどの公立保育所の外部搬入の評価を踏まえて、結論でございますが、特例措置920(公立保育所)の場合は小規模保育等の支援策を講じることとリスク低減策を記載しておりますが、特例措置2001(公立幼保連携型認定こども園)におきましては、前者に該当するものがございませんので、リスク低減策を講じることとしております。

「対応方針」といたしましては、関係府省庁は、食事提供のリスク低減のため、具体的な方策を検討し、その実施を各施設に求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、リスク低減の取組を着実に実施する。関係府省庁は、これらの取組を踏まえた認定こども園の対応、運営改善の状況及びリスク低減策について2021年度までに評価・調査委員会に報告する。評価・調査委員会は、2021年度までに行う「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の評価も踏まえ、改めて評価を行うこととしております。

特例措置939(児童発達支援センター)につきましても同様でございますが、関係府省庁の調査と評価・調査委員会による調査を記載しております。

関係府省庁による調査におきましても、施設は10件程度であり、まだ事例が少ないこと、また憂慮すべき事項もあること等が調査結果として挙がっております。

評価・調査委員会による調査におきましては、一定の効果は認められるとともに、個別の対応も工夫しながら行っているということでございます。

対応方針につきましては、基本的には先ほどの認定こども園と同様ですが、児童発達支援センターの場合には様々な障害の方がいらっしゃいます。その点を踏まえて、さらに考慮しなければならないこともあると認識しておりますので、障害児の種類や重度も考慮したリス

ク低減策を講じることを記載しております。以上です。

(樫谷委員長) ありがとうございます。何か追加で御意見はありますか。

(安田参事官) 特段ございません。

(上井室長補佐) 特段ございません。

(樫谷委員長) それでは、ただいまの御報告につきまして、御意見、御質問がございましたら御発言いただきたいと思えます。

確認ですが、基本的には特例措置920と考え方は同じだということですか。

(田中参事官) その通りです。リスク低減策を講じていく必要があるということです。

(樫谷委員長) 特例措置2001については、小規模保育等の支援策はないので、そこは外してあるということによいですか。

(田中参事官) その通りです。

(樫谷委員長) 特例措置939は発達支援の児童特有の事情があるので、一部配慮するという考えによいですか。

(田中参事官) その通りです。

(樫谷委員長) 幼保連携型認定こども園は、内閣府と共管になっているということによいですか。

(安田参事官) その通りです。認定こども園につきましては、教育部分と児童福祉部分の両方あるため、内閣府と厚労省と文科省の3省庁共管でございます。

(樫谷委員長) わかりました。よろしいでしょうか。

それでは、特例措置939及び特例措置2001につきましては、医療・福祉・労働部会作成の評価意見案を委員会評価意見として了承することとしたいと思えますが、御異議はございませんでしょうか。

そのように進めさせていただきたいと思えます。

それでは、御退席いただいて結構です。ありがとうございます。

(厚生労働省・内閣府退室)

(総務省入室)

3. 地域活性化部会報告

(樫谷委員長) 続きまして、地域活性化部会の検討状況につきましては、地域活性化部会長として私より報告させていただきたいと思えます。

地域活性化部会では、評価対象であります特例措置409(地方公務員に係る臨時的任用事業)について、全国展開に関しまして検討を行いました。

評価意見案につきまして、事務局より報告をお願いします。

(田中参事官) 資料3をご覧ください。

本特例措置は、臨時的任用におきまして通常1年まで延長が認められているものを、1年

を越えて3年まで任用できるというものでございます。

関係府省庁の調査では、身分保障や勤務条件等の点で問題があるということで、全国展開にあたっては、これらの問題が広がることが懸念されるということでございます。

臨時的任用の場合は、他の制度と比べて、昇給がない等の勤務条件の中で、職員並みの仕事を長期間行っているといった問題が提起されております。

このような問題を解決するための方策としまして、任期付採用制度というものがあり、各自治体においても臨時的任用から移行が進んでいるということでございます。

また、地方公務員法が昨年改正され、臨時的任用制度というものの定義が明確になされ、地方自治体において、任用根拠の見直しが現在行われているということで、今、本特例措置を全国展開すると自治体に混乱が生ずることが予想されるということです。

任期付採用制度は、3年又は5年といった一定期間予定されている任用であれば、先に挙げた問題を解決するために昇給や手当等の仕組みもあることから、安価な賃金で常勤職員並みの仕事をやらせるのではなく、任期付任用制度を活用すべきだという議論が以前からなされてきました。一方で、任期付任用制度が果たして本特例措置を全てカバーできるのかどうかということがまだ不明であることから、再評価を行ってきました。

昨年の地方公務員法改正の中では、臨時的任用については、本来、緊急の場合の特例であることから、制度の趣旨に沿った活用が図られるよう常勤職員に欠員を生じた場合に限ることが法令上明確化されました。

また、本特例措置とは直接関係はありませんが、非常勤職員について定義が明確になされていなかったことから、会計年度任用職員という新たなカテゴリーを設けて、補助的な業務を行う場合は、会計年度（1年度）内で任用できる制度が新たにできております。

地域活性化部会におきましては、任期付採用制度や地方公務員法改正がまだ十分に認識されていない状況を踏まえ、地方自治体に十分に理解いただいた上で、自治体がどういう選択するのか様子を見ることとし、その上で改めて評価を行うこととされました。なお、関係府省庁は、自治体の自由な選択が妨げられないように留意する必要があるとされました。

「対応方針」につきましては、読み上げさせていただきます。

関係府省庁は、任期付採用制度及び改正地方公務員法の周知・普及に努め、臨時・非常勤職員の任用の適正化を図る中で、認定地方公共団体における任用根拠の見直しや任期付採用制度・会計年度任用職員制度等の活用状況、さらにはこれらの制度による特例措置の充足性などについて分析を行う。

その上で、評価・調査委員会は、認定地方公共団体の任期付採用制度・会計年度任用職員制度等への移行状況やその運用状況、さらには新規認定の申請状況等を踏まえ、2021年度に改めて評価を行う。再評価の際、関係府省庁は、上記対応の結果を評価・調査委員会に報告することとしております。

2021年度の設定にあたりましては、改正地方公務員法が2020年4月に施行されますので、その翌年度の年度設定でございます。以上でございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。総務省から何か補足はございますか。

(諸戸課長) 特段ございません。

(樫谷委員長) ただいまの報告につきまして、御意見、御質問がございましたら御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(今野委員) 制度を理解したいのですが、改正地方公務員法において特別職の任用と臨時的任用の厳格化や一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化が挙げられているが、「任期付職員（専門的知識）」「任期付職員（時限的な職）」「任期付短時間勤務職員」とどのように対応するのですか。

(諸戸課長) 地方公務員の任用の類型については、大きく分けて「任期の定めのない常勤職員」と「非常勤職員」があります。今回の地方公務員法改正は、いわゆる非常勤職員の部分について変更しました。

一方、「任期付職員」は、「非常勤職員」とは別の任用になっており、その任期は3年ないし5年以内とし、一定の期間に限っていわゆる本格的な業務に充てることのできる仕組みとなっています。大枠をお話しすれば、期限の要件はあるものの、業務内容や処遇は常勤職員並みになります。自治体にとってみれば、選択肢がそれだけあるということになります。

(今野委員) 非常勤職員の場合は、常勤職員とは異なる業務を行うということですね。非常勤の定義は、任期が限られているかどうかということではないのですか。

(諸戸課長) その通りです。法律上は任期がさらに短く、1年以内となっております。任期付職員は採用から3年ないし5年以内の任期で業務に従事することが可能ということです。

(今野委員) そうすると、常勤職員、任期付職員、非常勤職員の3段階となっていることですか。

(諸戸課長) 大まかに言うと3段階に分かれているということです。非常勤職員は1年以内の任期となっています。

「常勤職員」、「任期付職員」、「非常勤職員」に加え、さらに、この構造改革特区の特例措置の対象にもなっている臨時的任用職員があります。一般職の「常勤職員」、「任期付職員」、「非常勤職員」については、採用時に、競争試験や選考による能力実証が必要となります。

一方、この構造改革特区による特例措置の臨時的任用は、競争試験や選考による厳格な能力実証を必要としません。臨時的任用は緊急、臨時等の場合に例外的に認められている任用となっており、その任期は半年以内とし、その後、1回だけ更新が可能となっているため、最長でも1年の任期となっています。

地方公務員法は昭和25年に制定以来、臨時的任用職員や非常勤職員の基本的な部分は改正されてきませんでした。

一方で、一般職の非常勤職員制度が不明確であったため、自治体によっては、本来、例外的な制度である臨時的任用によって、通常非常勤職員の任用も行われるといった、制度の趣旨に沿わない運用、実態が現に長年にわたって存在しています。

その中で構造改革特区の特例が措置されたのも、制度本来の趣旨と誤った任用、あるいは誤った理解を自治体がしてしまっていて、提案されたものと認識しております。私どもとしては、これまで通知や運用でしのいできたところを、今回の法律改正をもって、法律に明確に位置づけ、制度の趣旨に沿った活用を図るため、自治体には抜本的に見直しをお願いしているところでございます。

本特例措置に関係する臨時的任用の適正化等を含めた改正法の施行が2年後の平成32年4月ですので、そこまでに自治体においてしっかりと準備をしていただき、趣旨に沿った活用を行ってくださいと周知しています。

その上で、構造改革特区による特例措置の臨時的任用も、もし仮に自治体の本特例措置を必要とするのであれば、そのときにまた検討させていただきたいと考えております。

本特例措置がなくても、臨時的任用を適正に活用すれば、再度の任用は可能であることも申し上げていますので、要するに申請や認定を受ける等の手続等を経なくても自治体独自でできるようになると思います。

(今野委員) 問題なのは、臨時的任用は、非常に定型的な簡易な業務かつ、臨時的に発生したような業務を行うものであるにもかかわらず、非常勤職員のような業務を行っている者や、任期付職員のような業務を定常的にやっつけてしまっている者がいるということですか。

(諸戸課長) その通りです。そこが入り組んでしまっているということです。

(今野委員) 本特例措置はそれを認めることになるということですか。

(諸戸課長) 本特例措置は措置されたのは平成15年であり、今から20年近く前になりますので、そういう混沌とした状態の中で、自治体の不適切な実態を前提にして提案され、生まれってしまった仕組みになってしまっている部分もあろうかとは思いますが。

(今野委員) 総務省としては、そのような実態があるのならば、臨時的任用職員の中で任期付任用職員が行うことが望ましい業務を行っている者は、任期付任用職員に移行してもらって、非常勤職員が行うことが望ましい業務を行っている者は非常勤職員にしっかりと移行するようにということですね。

(諸戸課長) その通りです。

(今野委員) その上で、臨時的任用はその定義どおり活用すればよいということですね。

(諸戸課長) その通りです。

補足しますと、地方公務員法は国家公務員法と大体パラレルとなっています。今回の改正法においては、国と同様に「常時勤務を要する職に欠員を生じた場合」という要件を新たに追加しております。

臨時的任用は、先程も申し上げましたとおり、厳格な能力実証を経ずに任用できる制度であるため、極めて例外的な類型であると言えます。また、一方で一般職の非常勤についても今まで曖昧だったため、今回の法改正で制度的にはっきりさせ、新たに会計年度任用職員を設けましたので、必要に応じて適切に活用されるよう取り組んでいるところです。

(榎谷委員長) 総務省としては、それらの課題や本特例措置も踏まえて、今回の法改正で全

体の整理を行ったという位置づけでよいですか。

(諸戸課長) その通りです。

(樫谷委員長) 本特例措置については、いずれにしても2020年度から改正法が施行されるので、施行までの間に自治体に対ししっかりPRしていただいて、既に各地方公共団体がこれから乗りかえるのであればそれでいいですし、まだ本特例措置を活用すべき何か別の理由があるかもしれませんので、それを踏まえて2021年度に検討しようということになったということです。

(島本委員) 改正法の施行があるので、1年重ねて様子を見ようという地域活性化部会の御判断は非常に理解いたしました。お願いと質問です。まず、本特例措置を活用するにあたっては、地域に応じた人事行政のニーズ等の理由はあるのだと思うのです。例えば、地方分権という観点、それから、過疎地を含めた地域性の問題はやはりありますので、現在活用されている11件については引き続き御配慮をしていただきたいと思います。

次に、総務省からの説明のとおり、本特例措置が誤った理解のうえで措置されたものであったとしても、既に活用しているところがあるわけです。質問ですが、新しい制度が導入されることにより、現在本特例措置を活用している自治体も、任期付任用や非常勤等の別の類型へ移行していくことが予想されます。その場合、どのようになっていくかということが1点目。

2点目は、長い時間軸で見たときに、地域性だけではなくて、人生100年時代とも言われており、働き方そのものを官民含めて変えていこうというアジェンダもまた出てくると思います。例えば、リタイアされた方でも、公務員であれば働きやすい職があるのではないかと。そこは一定のフレキシビリティが必要だとは思いますが、総務省としての見解、見通しについて伺いたいと思います。

(諸戸課長) まず1つ目ですが、臨時的任用・非常勤に関する法改正を行い、2年後に施行することとしています。これに対応していただくために、総務省としては全国の各自治体に対し、7月から今月までに47全都道府県ごとに説明会を開催し、市町村職員にも来ていただいて、直接説明もさせていただき、質疑応答も対応しています。

改正法の施行に際しては、特別職非常勤や臨時的任用の要件を厳格化していますので、臨時・非常勤の業務が本来であればどの任用根拠に基づき振り分けるべきか個別に検証することとなります。

(樫谷委員長) 仕事を定義するということですね。

(諸戸課長) その通りです。例えば従来から臨時的任用を行ってきたものも、この「常時勤務を要する職に欠員を生じた場合」という要件を追加していますので、改正後は、この要件にも合致する必要があります。

一方で、定数や人件費の話はありますが、これは常勤職員が本来やるべきだろうということまで含め、自治体に対し見直していただくよう取り組んでいます。

制度を所管する立場からすると、本特例措置を活用しなくても、法改正後の類型全てをう

まく活用していただければ、必ず自治体がやりたいことはできるようになると考えています。

しかも、構造特区を活用しなければ、申請や認定を受ける等の手続なしに自治体独自でできるようになると考えていますので、総務省としてもしっかり対応していきたいと思います。

後段の様々な働き方という部分で申し上げますと、特に高齢者については、定年の引き上げの検討等も俎上にも上ってきていますが、まだ検討段階でどうなるかわかりません。

例えば、定年後も、雇用と年金の接続の関係もあるため、希望される人は一定の条件の下、再任用される仕組みがあります。あるいは、高齢の方であっても、臨時的任用であったり、非常勤という道も当然あり得る話だと考えています。

(島本委員) ありがとうございます。

(樫谷委員長) 途中入社もよくあると思います。地方公務員の場合は、正職員というのですか。任期付等でもない、途中入職はあるのですか。

(諸戸課長) 社会人を対象にした採用試験なども広がりつつあると思います。

(樫谷委員長) 正職員としてあるわけですか。

(諸戸課長) その通りです。

(樫谷委員長) それは常勤職員の範疇に入るわけですか。

(諸戸課長) その通りです。競争試験を行っています。

(今野委員) 複雑なので改めて整理させていただきたいのですが、大きく分類すると常勤がいて、その次に一般職の任期付職員がいて、その次に一般職の非常勤がいて、その次に臨時的任用という構造でよいですか。

(諸戸課長) その通りです。あくまで、大ざっぱな優先順位ですが。

(樫谷委員長) それに本特例措置も加わるのではないですか。

(諸戸課長) 先程の分類の外側に臨時的任用があるというイメージになります。

(樫谷委員長) その辺を施行までにしっかり説明をしていただいて、よく理解していただきたいと思います。適切な活用を図るためにも、しっかりと自治体に対し普及しなければならないが、今野委員がおっしゃったとおり、非常に複雑であることは一つの課題であるといえるでしょう。

(今野委員) 臨時的任用が多い自治体は大変でしょう。不適切な業務を臨時的任用職員にやらせていた場合は、任期付職員のどこかに張りつけなければならない。それこそ賃金が変わったり、いろいろ変わるのではないかと予想できます。実際には大変な作業でしょう。

(諸戸課長) おっしゃるとおりです。

(樫谷委員長) 見直しによって、恐らく若干人件費等はふえるでしょう。

(諸戸課長) そういう部分もあるかもしれませんが。ただ、一方で野方図にするわけにはいかないと考えております。

(今野委員) それ以外にも再任用があるのですね。

(諸戸課長) その通りです。

(今野委員) 複雑過ぎますね。

(樫谷委員長) それは国も同じですか。

(諸戸課長) 基本は同じ仕組みとなっています。

(島本委員) 民間ですと、最近ブラック企業が深刻な問題となっています。働き手のこともしっかり配慮しなければなりませんので、その辺のルールづくりを明確にしていく目的も恐らくあるのでしょうか。

(諸戸課長) 同一労働同一賃金的な観点から、新たに会計年度任用職員制度を整備しました。法律上、現行では一般職の非常勤職員に対して期末手当が出せないこととなっていますが、そこも今回あわせて処遇改善できるよう改正させていただいております。

(樫谷委員長) 処遇改善につながっていくということですね。

個人的にも改正法によりしっかりと対応いただけることは高く評価しています。入るときハードルも非常に大事だと思いますが、その後、やはり意欲を持って、住民のために生き生きと働ける、そのような仕組みも必要であると思います。どのような仕組みをつくれば意欲を持って働いてきていただけるのか、ぜひその辺りも含めてお考えいただいたら非常によいかと思います。

ありがとうございました。それでは、地域活性化部会の報告に基づきまして評価意見案を作成いただきまして、委員会評価意見として了承することとしたいと思いますが、御異議はございませんでしょうか。

それでは、御異議がないようでございますので、委員会評価意見として了承したいと思います。御退席いただいて結構です。ありがとうございました。

(総務省退室)

(樫谷委員長) 以上ですけれども、各部会からの報告を踏まえまして、4特例措置につきましては、評価・調査委員会としての意見を取りまとめることとしたいと思います。

事務局から補足があればお願いしたいと思います。

(田中参事官) このほかに今年度、医療・福祉・労働部会において評価をしていただきました特例措置910(病院等開設会社による病院等開設事業)の案件がございます。本特例措置につきましては、部会の審議が終了し評価意見案を取りまとめているところでございますので、後日、委員会のほうにお諮りをさせていただきたいと思います。

(樫谷委員長) それでは、後日、委員会で審議の上、本日の4特例措置とあわせて、平成29年度評価意見として取りまとめたいと思います。よろしくお願いたします。

4. 新たに適用された特例措置の評価時期の設定について

(樫谷委員長) 次の議題に入ります。新たに適用された特例措置の評価時期の設定について、事務局より御説明をお願いしたいと思います。

(田中参事官) それでは、資料4をご覧ください。

資料4の2ページ目にポンチ絵がございますけれども、お酒を製造する場合には製造免許を受けなければいけないのですが、その場合には一定の下限が設定されております。これはある程度の再生産ができるような仕組みにするために下限が設けられておりますが、本特例措置を活用することで、単式蒸留焼酎、果実酒、原料用アルコール、リキュールについて、単式蒸留焼酎と原料用アルコールは適用除外、果実酒にあつては2k1、リキュールにあつては1k1となっております。焼酎の場合はもともとの基準は10k1、原料用アルコールが6k1となっております。果実酒、リキュールも6k1だったのですけれども、それを緩和するという特例です。果実酒とリキュールは過去から特例はあつたのですが、昨年、この焼酎と原料用アルコールが追加されました。

本日は追加された単式蒸留焼酎、原料用アルコールについての評価時期の御意見をお願いしたいと考えております。評価時期としては、平成31年度ということで記載しております。

3ページに調査スケジュールがございます。評価時期の決定に当たっては、調査スケジュールについて関係府省庁からの提出を受けて、評価・調査委員会において御審議をいただくこととなっております。昨年措置され、昨年12月に4件認定を受けまして、認定後、製造許可や免許を受けるのに4カ月程度、早くても今年4・5月、場合によっては秋の生産物をということになると、もう少し遅れる可能性もありますので、そのような状況を加味しますと、平成31年度に評価を行っていただくのがよろしいのではないかとということでございました。

(樫谷委員長) 原料用アルコールとは。

(田中参事官) 果物の匂い等をつけ加工するなどための原料になるものです。

(今野委員) 日本酒等にも使われるのか。純米酒以外は何か入っていますね。

(田中参事官) 醸造用アルコールが入っています。

(今野委員) それは違うアルコールですか。また、先程の説明の中で再生産とおっしゃっていたが、これは一定の生産量以上でないといけないという理屈は何ですか。

(田中参事官) 所管省庁である財務省からは、やはり税金が一つ大きな目的となっていると伺っております。製造免許を与えたはよいが、すぐ潰れてしまったのでは仕方がないので、再生産を可能とするため下限を設けていますが、本特例措置の場合は地域の生産物を活用するので、原料代等のコストが抑えられると考えられることから、少ない製造量でも再生産は可能であると判断し、地域の活性化に資する事業として認められたものです。

(今野委員) 生産量で一定以上でなければいけないというのは、徴税コストを考えているということですね。わかりました。

(樫谷委員長) 地域の生産物でつくられたお酒を飲むために、地域に足を向けるきっかけにもなりますね。酒税を担当する部署は各税務署にあるわけではなく、大きな地域の中に1つか2つと聞いたことがあります。わずかな生産量のところに行かなければいけないとか、チェックしなければいけないとか、財務省として考えることがあるのかもしれないですね。

では、焼酎も少量の生産量でも製造できるようにするということですね。

(田中参事官) その通りです。

(樫谷委員長) それに転嫁するような原料用アルコールも少量の生産量でも製造できるようにしたということですね。わかりました。

(島本委員) どぶろく特区の評価の際、樫谷委員長と視察に行きましたけれども、お酒をつくる手続はすごく大変だなと思いました。

(田中参事官) これは一般の製造業者ができる特例で、どぶろくは農家の方が自分の生産物を使って農家民宿とかでどぶろくや果実酒を提供するという特例が別にあるまして、それも製造免許が必要となります。

(樫谷委員長) 今回は製造をもともとやっている人がということなのですか。

(田中参事官) その通りです。

(樫谷委員長) 例えば、日本酒を製造している者が活用できるということですか。

(田中参事官) 可能です。

(井上主査) どぶろく特区とは異なり、生産物をつくっている者が自ら製造しなくても問題ありません。

(樫谷委員長) どぶろく特区は、農家が自分でつくったものを活用するということですね。

(田中参事官) はい。一方、焼酎特区は、地域内の生産物を活用するということです。

(樫谷委員長) もうちょっと広い範囲ということですね。

(田中参事官) その通りです。

(今野委員) 税金をかけるとか、もともとはアルコールを勝手につくらせると社会が乱れるとか、そういう発想ですか。要するに、消費者の安全とか、そういう問題ではないとすると。

(樫谷委員長) アルコールは非常に重要な財源です。たばここの税は非常に喜んで納めていただける、いつの間にか納めているという税金なので、財源としては非常に重要だということでしょう。

(樫谷委員長) それでは、よろしいでしょうか。御異議がないようでございますので、評価スケジュールを了承したいと思います。

(田中参事官) よろしくお願い申し上げます。

5. 閉会

(樫谷委員長) 本日はこれで閉会したいと思います。ありがとうございました。